

「第3次男女共同参画基本計画策定に向けて（中間整理）」

公聴会及び意見募集の意見のまとめ

第1部 基本的考え方

項目	意見の概要
総論	中間整理の基本的考え方の趣旨に賛同。男女共同参画を積極的に推進すべき。
	基本計画の改定に反対。
	男らしさ、女らしさという男女の差異を認識した上で政策を考えるべきであり、ジェンダー・フリーに反対。
	男女共同参画は男性蔑視・女性優遇であり偏った考え方である。
	働く女性が多い社会を目指すことは、日本の伝統文化、家族制度、専業主婦を否定することであり間違っている。
	男女共同参画は少子高齢化への対応や経済成長のために推進するものではない。男女共同参画は女性そのものためのものであり、社会や経済成長のためのものではない。
	今回の中間整理の内容は第2次基本計画と比較すると進んでおり、ようやく男女共同参画がスタートラインに立ったという印象。
	男女共同参画の基本的な考え方に反対。妻として、母として生きることが女性にとって幸せであると感じている。
	「ジェンダーフリー」のような外国の考え方に基づいてではなく、女性と男性のそれぞれの特性を踏まえて尊重し協力し合って社会を作っていくべきである。
	データ、数値は、都合の良いところばかりではなく、すべてを取り上げて明らかにしてほしい。例えば、スウェーデンでは男女共同参画が進んでいるなどとされているが、実際は税金負担が大きいといった問題点もあるはず。
	基本的考え方において「国際的な概念や考え方を重視する」という方針が盛り込まれたことを評価。日本には固定的性別役割分担意識という古い考え方が残っているので世界水準で人権を考えることが重要。
	第14分野において「ODAにおけるジェンダー主流化」という表現があるが、基本的考え方に入っていないので固定的性別役割分担意識が残るのではないか。
	国際的に見ても日本はジェンダー格差が大きく、その是正を目標として明示すべき。また、政治のリーダーシップが不足していたこと、ジェンダー分析が進んでいなかったことなども記載すべき。
	行き過ぎた男女共同参画の推進は問題である。ジェンダーだけでなく、男らしさ、女らしさの重要性も盛り込むべき。
	男女共同参画がもっと分かりやすく親しみやすいものとなるよう啓発方法を工夫すべき。
子どもの健全な成長のためには、子どもが幼い間は母親が育児に専念することが必要であり、女性が社会で働くことを推奨する考え方は疑問である。国が生き方や役割分担について強制すべきでない。	
女性が働くことが正しいというジェンダーフリーの考え方に反対。女性は母親としての仕事をすることが幸せ。男女共同参画が進まないのは多くの国民が望まないから。	
男女共同参画に対する誤解があるようだが、男女共同参画社会基本法は男性も女性も人間として生まれてきた以上、幸せに生きていけるよう社会を築いていくという考え方に立っている。	
目指すべき社会	「目指すべき社会」で「男女の」とあるが、男女が対立するような印象を与えるので「すべての人」とすべき。
基本法施行後10年間の反省	基本的考え方において、これまでを反省し、男女共同参画が十分に進まなかった理由を記述したことを評価。
	周知不足など男女共同参画が推進されていない理由が不十分。

<p>第3次基本計画の策定に当たっての留意点</p>	<p>女子差別撤廃条約最終見解の国内における実施など国際規範や基準により積極的に対応した記述とすべき</p> <p>「国際的な規範・基準」は日本の見解とは異なるもの。具体的な内容について説明不足。</p> <p>ジェンダーの概念について適切に記述されたことを評価。</p> <p>ジェンダーの定義については、男女のどちらにも分類されないその他の性もあることを示す形にしてほしい。</p> <p>「ジェンダー」の定義があいまいで誤解を招くので、第2次基本計画と同様の注を付記すべき。</p> <p>「ジェンダー」という言葉を削除すべき。</p> <p>男女共同参画について正しい理解を得るため、誤解を招く「ジェンダー」の語を使用しないで、もっと分かりやすい言葉で説明すべき。</p>
<p>改めて強調すべき視点</p>	<p>女性の参画について、経済活性化や雇用面が強調されすぎ。</p> <p>男性にとっての男女共同参画の「直面する介護の問題」について、育児も重要であることから加えるべき。</p> <p>性暴力被害は「女兒」に限らず「男児」にも少なからず発生しているので、表現を「女兒」ではなく「子ども」とすべき。</p>
<p>喫緊の課題</p>	<p>ポジティブ・アクションについて積極的な取組を図るべき。</p> <p>クオータ制などポジティブ・アクションの推進は逆差別になる可能性があり問題。</p> <p>より多様な生き方を可能にする社会システムの実現に向けて、無償労働の記述など踏み込んだ内容とすべき。</p> <p>省庁間の連携を図り、予算を伴った具体的な施策などによって実効性ある計画としてほしい。</p>
<p>その他</p>	<p>男女二元論ではなく、セクシュアル・マイノリティなどにも配慮してほしい。</p> <p>男女共同参画なのに女性に関する記述が多すぎる。男性に対する暴力やシングル・ファーザーの問題等も重視し、すべての人々にとっての男女共同参画とすべき。</p> <p>全体的に横文字やカタカナ語が多いので、もっと分かりやすい日本語で表記してほしい。</p> <p>機会の平等ではなく、結果の平等も記載すべき。</p> <p>制度の改革だけではなく、男女の意識の変革も必要。</p> <p>持続可能な社会の内容について具体的に記述してほしい。</p> <p>男女共同参画社会の定義があいまいで分かりづらい。男女平等とすべきではないか。</p> <p>性暴力の被害を受けている女兒など支援が必要な子どもが増加している根拠はあるのか。過去においても支援が必要な子どもがいたのに支援が必要と認識されていなかったと考えるので、増減で表現しないでほしい。</p> <p>固定的性別役割分担意識の解消が強調されているが、意識よりも意識を形作る前提となるシステムや制度の改革のほうが重要ではないか。</p> <p>同一価値労働同一賃金の記述など雇用・セーフティネットを強化すべき。</p> <p>推進体制の強化について、より具体的に記述すべき。</p> <p>「地域における身近な男女共同参画」の「身近な」は、この部分のみ使われており、不自然であることから不要。</p> <p>個人の特定の事例を一般化して意見を述べるべきではないのではないかと。多様な考えの中で思いやりを大事にすべき。</p>

第2部 重点分野

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

項目	意見の概要
総論	数値目標の30%より更に女性の参画拡大を推進すべき。
	国の機関及び地方公共団体は課長職以上の女性比率を30%ではなく、50%となるように努力すべき。
	女性の管理職を増やすことについて、メリットやその根拠がよく分らない。
	トップレベルにおける意思決定だけに重点が置かれており数合わせになりかねない。あらゆるレベルにおける意思決定に女性の参画を拡大することが必要。
	指導的地位に占める女性の割合を一律30%にする必要はない。
	指導的地位の女性を増やすことがすべての女性の意思を社会に反映させるとは考えられない。
	女性の参画の拡大は男性に対する逆差別になる懸念がある。
	ポジティブ・アクションを導入し、実効性ある計画にすべき。
	実現困難な目標の設定、実現できない場合の罰則や、結果の平等を求めるクオータ制には反対。
	数値目標で推進するのではなく、指導的地位に立つ人は能力で選ばれるべきである。
	女性の参画率等の情報をもっと開示していくべきである。
	審議会等の委員の登用について、男女共同参画の意識を持った者が登用されるべき。
	マイノリティーの女性の登用について盛り込むべき。
国家公務員の分野における女性の採用登用は、すべての府省に数値目標の設定を促すなど政府の責任で早急に進めてほしい。また、女性の参画を促すため、長時間労働の削減、ワークライフバランス(WLB)の推進や、男性も育児休暇を取得しやすくするなど職場環境を変える取組も行ってほしい。	
政治	女性の国会議員、地方議会議員を増やすための調査・研究や制度の見直しが必要。
	政治分野におけるクオータ制の導入に賛成。
	政党役員にクオータ制を導入すべき。
	女性の政治への参画は選挙制度と関連しているのではないか。宮城では女性議員は4人区、7人区などから出ている。
	政治分野にクオータ制を導入している諸外国の例を見ると、女性議員を増やすという観点からクオータ制には一定の意味がある。クオータ制の意義を地方に広めてほしい。
	政治分野におけるクオータ制の導入に反対。
	選挙での女性候補者の優遇は行政の政党人事に対する介入である。行政は三権分立を守って政治や司法の人事に介入すべきでない。
司法	司法分野について、「2020年30%」の中間目標の設定のみでなく、実効性のある具体的な対策を盛り込むべき。
行政(国、地方公共団体、審議会、政府関係機関等)	国家公務員の管理職については、ポジティブ・アクションの導入により、政府自らの責任で女性比率を高めるべき。
	審議会委員の選出方法など審議会への女性委員の登用についての取組を記述すべき。
	地方公共団体における男女共同参画に関する計画にも数値目標とスケジュールを明記するべき。
	国や地方公共団体の事業評価の評価基準に男女共同参画の実施状況を入れるべき。
経済活動を行っている団体(企業、経済団体、労働組合、協同組合等)	企業のポジティブ・アクションに関する目標設定の推進や達成企業の積極的な広報などの取組が必要。
	男女共同参画に取り組む企業に対する税制面の優遇措置は、個人の思想・生き方に国家が介入することになりかねない点で問題ではないか。
	男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価する方法として「表彰」はあまり良くない。
	経済活動を行っている団体へのクオータ制の導入は、各企業・団体の実情を無視しており職業選択の自由を奪うものであるから反対。

	公共調達等で男女共同参画に積極的に取り組む企業を優遇することを促進すべき。
	公共調達等で男女共同参画に積極的に取り組む企業を優遇することに反対。
	クロスコンプライアンスを有効活用すべき。
上記以外の分野 (教育・研究機関、 医師等の専門的職業及び職能団体、PTA、スポーツ団体、自治会、市民活動団体等)	労働組合や教育・研究機関、医師等の専門的職業及び職能団体、PTA、スポーツ団体、自治会、市民活動団体等の各種団体への働き掛けを積極的に行っていくべき。
	政策方針決定過程については、政治分野だけでなく、地域の町内会やPTAなどの場にクォータ制を採用することも検討すべき。
	「最低1名・女性1割運動」については、女性1名を入れたとしても実際の発言権が弱く飾り物になる懸念がある。
	取組の対象として教育・研究機関を入れるべき。
	取組の対象としてマスコミ等のその他の分野も入れるべき。
その他	指導的地位に立つ人に対するジェンダー教育が必要。
	家庭責任を有する労働者は男女ともである。男女ともに家事・育児・介護に参加することができるよう環境整備や意識改革を入れるべき。
	女性が働き続けるためには、子育てや介護の施設の整備や支援等の国からのバックアップが必要。
	公務職場の非正規職員について、正規職員と均等の処遇や待遇を保障すること。
	育休取得を前提とした人事配置など、公務員の人員確保と働き続けられる環境の整備が必要である。
	男性の育児休業取得を促進するため、実効性ある推進策が必要。
	医師や研究者について、産休代替要員制度を確立すべき。
	継続就業を一方向的に推奨するのは間違い。専業主婦や仕事を辞めて子育てする生き方を評価すべき。
	国際比較の指標としてGGI(ジェンダー・ギャップ指数)を入れるべき。
	女子差別撤廃委員会の最終見解の指摘を踏まえて早急に対応すべき。
	カタカナ用語など説明が分かりにくい。

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

項目	意見の概要
男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	男女共同参画の視点に立った社会制度等の見直しに賛成。
	男女平等の視点時立った法制度すべての見直しが必要。
	「世帯単位の制度・慣行を個人単位に」という考え方に賛成。
	世帯単位から個人単位への社会制度・慣行の移行に反対。
	個人単位の年金制度の確立を望む。
	離婚時の経済的影響におけるジェンダー格差を解消すべき。
	配偶者控除の縮小・廃止に賛成。
	配偶者控除の廃止は、夫に養われているという女性の意識改革につながるので実現してほしい。一人一人が働いて税金を納めているという意識を広めることは、その他の人権意識の改革にもつながるのではないか。
	配偶者控除の縮小・廃止に反対。
	配偶者控除について、女性の半分以上が非正規雇用である現状の下では見直すべきではない。今後、賃金格差等がなくなってから見直すべき。
	配偶者控除を縮小・廃止することは生活への影響が大きいので反対。女性が働きやすい環境作りや待機児童対策が大事であり、税制の見直しでは女性の就業促進に結び付かない。
	配偶者控除の廃止を含めた見直しに反対。子どもに対する親の虐待や性犯罪などは男女共同参画社会になってから増えたと思う。働く女性の子どものかわいそう。
	所得税法第56条を廃止すべき。
	男女が中立的に働くような制度の構築や世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行についての明記を歓迎。所得税法第56条は世帯単位の制度を前提としたものであり廃止すべき。
	所得税法第56条があるため、自営業における女性の労働が正当に評価されない。
	所得税法第56条を廃止して業者夫人の社会的・経済的地位を向上させるべき。事故・死亡時の保険の補償額が専業主婦より低くなったり、子どもを保育園に入園させる際に所得証明書を取得することができなくなったりするなど様々な問題が生じており、これが業者夫人の自立を妨げている。
	所得税法第56条の廃止を明記してほしい。
	所得税法第56条を廃止し、自営業者の妻、子に対する給与を必要経費として認めてほしい。また、保育所の利用や休業補償の額などにおいて自営業者の社会保障の改善も期待する。
	自営中小企業女性の労働・健康実態を調査すべき。
	中小企業共済制度の加入対象者を拡大すべき。
	選択的夫婦別姓の法制化に賛成。
	選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正に賛成。
	選択的夫婦別姓制度を早急に実現してほしい。
	強制的なものではなく、あくまで選択を広げるものである選択的夫婦別姓をぜひ進めてほしい。
	選択的夫婦別姓の法制化に反対。
	別姓でなく通称使用で十分。
	家族をバラバラにする案に反対。
	選択的夫婦別氏制度を含む民法改正は家庭を崩壊させるものであり反対。
	個人単位の社会保障制度の推進は家族を崩壊させる。夫婦別姓制度が実現すると日本の家庭は崩壊する。
	選択的夫婦別姓については、慎重に検討すべき。
選択的夫婦別姓制度については、与党内でも意見が割れているようであるから慎重な議論が必要である。	
民法改正については、親の面倒を見る長男を優遇するよう改正すべき。	
婚外子差別、無戸籍児問題を解消すべき。	
婚外子差別は当然に必要な（相続分の見直しに反対）。	
民法改正に賛成。	
民法改正に反対。	

国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	固定的性別役割分担意識の是正が必要。
	固定的性別役割分担は必要。
	「固定性性別役割分担意識の解消」については、「自立して生きる」をキーワードにすれば解消される。
	固定的な性別役割分担意識を是正するためのキャンペーンなどができないか。国の動き方で地方も変わる。
	男女の違いを尊重すべき（男は男らしく、女は女らしく）。
	男は男らしく、女は女らしく生きる教育が必要。
	専業主婦の否定などライフスタイルの押し付けに反対。
	専業主婦の尊さを明記すべき。
	夫婦は仲良くすべき。
	男女共同参画社会に対する企業の意識改革を進める取組を願う
	ジェンダー・フリーに反対（又は歯止めが必要）。
	男女共同参画の視点をジェンダー平等の視点とすべき。
	伝統文化・家族の絆を強める教育が必要。
	福岡市では、婦人会から女性協議会、男女共同参画協議会に発展してきた。地域のすべての機関で男女共同参画を勉強していくことが必要。
	公人の差別発言を規制することが必要。
	固定的性別役割分担意識の解消のため、公人の性差別的な発言に対する制裁などが必要。
公人の発言の影響力が大きいことを踏まえて、政治家に対して公の場で男女共同参画の観点にそぐわない発言をすることがないように意識啓発を行うべきである。	
男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供	「ジェンダー予算」に賛成。
	「ジェンダー予算」を削除すべき。
	無償労働について、全体的に踏み込みが足りないと感じる。生活時間の調査も含めて無償労働をきちんと評価すべき。
	ジェンダー統計について、国はリーダーシップを発揮して整備すべき。
	ジェンダー統計の整備について、国はリーダーシップを発揮して地方自治体の取組を促進すべき。
その他	ジェンダー・フリー教育に反対（又は歯止めが必要）。
	人権侵害の被害者救済体制の整備が必要。
	墮胎罪を見直すべき。

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

項目	意見の概要
総論	男性・子どもを対象とした男女共同参画の分野を設けたことを評価。
	男性・子どもを対象とした男女共同参画の推進は必要でない。
	固定的性別役割分担意識が男性により強く残っているとあるが、現在、女性は「稼ぎ手・働き手」、「専業主婦」どちらも珍しくないが、男性の「専業主夫」は世間に浸透していない。これも固定的性別役割分担意識の一因。男性だけでなく、女性、高齢者の意識改善も必要。
	男性・子どもを同一の分野に記述すべきでない。
	男女共同参画に係る施策において、主に男性に生じている自殺やホームレス等の問題に取り組んでいない。取組が進まない理由を男性に非があるような偏った見方は不適切。
	男性にとっての男女共同参画が十分に進まなかった理由として、職場、地域、政治の場（政党や議員）のリーダーである男性に対して男女共同参画社会づくりの必要性やメリット、現状などを知るよう働き掛けてこなかったことも加えてほしい。
	長時間過密労働やサービス残業は経済界の要求によるものである。主に男性の意識の問題とすることが問題。また、一般に女性の賃金が男性に比べて低く、育休取得で無給になった場合の影響が少ないという経済的・制度的問題でもある。
	女性に多くの負担を強いているから、「男性にも家事育児の負担を求める」ということでは、男性の理解を得られない。現在の社会の在り方を肯定する女性も少なくない。男女共同参画社会は、どちらの性に対しても今以上の負担を強いるものではないことを具体的に分かりやすく示すことが必要。特に、男性にとっても暮らしやすい社会であり、いかに恩恵があるかを明確化し男性を啓発すべき。
	男性は家計の支え手という意識と男性の自殺率等との関連性の有無などに着目していることは正しい。男性が固定的役割分担意識から脱却するための意識啓発について具体的にどのように行うのかを記述してほしい。
	男性、子どもにとっての男女共同参画の必要性を痛切に感じている。また、男性にも子育てという社会貢献への参画の機会を与えるべき。
	男女共同参画が進めば一人一人の人間が平等になる。男性こそ男女共同参画が必要という第3分野に期待する。
	男性における男女共同参画の推進を図っていくため、好事例をもっと発信していくべき。
	男性に着目したことについては評価することができる。男性を男女共同参画に関する議論にどのように巻き込んでいくべきかなどについて、国連の女性の地位委員会の議論等を参考に検討してほしい。
性暴力の被害を受けているのは女兒だけではないので、「子ども」と表現を修正すべき。	
男性の家庭・地域への参画	男性が家庭での役割を果たすための環境づくりが大切（男性の育休取得促進のための環境整備、企業に対する法的強制力による長時間労働抑制、男性の男女共同参画を促す活動に対するポジティブ・アクションの数値目標の設定等）。
	男性に対する施策の視点が明らかになったことを評価。社会で責任ある職務にある人ほど男女共同参画の視点を明確に持てるよう研修を必須にしてほしい。
	食育も大事だが、生活の基本である衣食住全体について男性の能力を高めていけるよう意識付けを推進する政策が必要。
	育児休業を取得する男性の数値目標に年毎の到達スケジュールを設けるべき。
	「家庭生活や地域生活に参画できる男性」のロールモデルが不足している。男性にとっての多様な家族とのかかわり方や、経済力だけでない家庭への貢献の在り方をロールモデルで提示し、男性が自分なりの家庭とのかかわり方を選択することができるような環境を作してほしい。
子どもの頃からの男女共同参画理解の推進	子どもの頃から男女共同参画の視点を学ぶ機会が必要。
	子どもの頃からの男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育は、専業主婦という生き方を否定するものであり削除すべき。
	今後の日本社会を担う子どもの心の健全育成という視点を盛り込むべき。
	男女共同参画の理解については、子どもの権利条約の理念及びその具体化と関連して教育すべき。

	子どもの権利条約を踏まえた基本計画を策定してほしい。
子どもの健やかな成長と安心で安全な社会の実現	児童虐待を防ぐため、地域や社会全体で子育てする環境を整備すべき。
	子どもは社会でなく家庭で育つものであり、夫が働き、妻は家庭で家事・育児に専念することができるよう支援すべき。
	子どもの健全育成や子どもの貧困の連鎖の断絶を図るため、就学前教育の無償化、待機児童解消など子育て支援策の充実を進めるべき。
	子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、教育にお金がかからないように学校にお金をもっと出すべき。
	児童ポルノの根絶に向けた対応について、表現の自由やプライバシー権の侵害とならないよう最大限に配慮すべき。
その他	男性の自殺率の上昇の原因を固定的性別役割分担意識と考えるのは間違っている。過去30年の自殺率の推移を見ても共働き家庭が増えるのに伴って上昇しており、両者の相関性は見られない。
	具体的取組について、男性への意識啓発や相談活動に加えて、「父親学級」などの育児教育への参加を実際に保障する体制が必要。
	早い時期からの子どもに対する人権教育や社会教育の実践等が必要。
	過激な性教育、ジェンダー・フリー教育に反対。教育実践におけるガイドラインを定めてほしい。
	性的マイノリティーを念頭においた性教育を盛り込んでほしい。
	男女一緒に性教育を受けることで、偏見を持たず、男性も女性も人間として尊い存在であることを伝えることができる。
	性教育は悪だとの考えを正すべき。他者の理解や人権の尊重という面からも重要。
	性教育は保護者や地域の理解を得ながら、学校全体で共通理解を図ってほしい。
「男女共同参画の理解の促進」はジェンダー・フリー教育を行うことではないことを明記してほしい。	

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

項目	意見の概要
総論	女性の就労を促進するため、男性の育児支援、雇用主の意識改革、柔軟な働き方の選択を可能にする等の環境整備を行うべき。
	女性の就業を支援するため、家庭内における家事労働の分担の男女平等の実現が必要。
	子育て後の女性の再就職や女性の継続就業を促すため、企業の姿勢を変えることが必要。
	M字カーブの解消、女性の就労支援のため、保育所の設置だけでなく、病児保育、学童保育、在宅保育等、多岐にわたる保育環境の整備が必要。
	長時間労働の抑制・禁止等に向けた取組が必要。
	最低賃金を引き上げてほしい。
	雇用の安定を確保することが必須である。また、退職した女性や新卒時に就職することができなかった若者にとってやり直しがきかない社会は非常に問題。
	長時間労働に対する法的規制を強化してほしい。長時間労働のため夫が家庭や地域に帰って来ない。
	日本では働いているのに貧困である人が多いのが特徴。底上げのため最低賃金の引上げを明記してほしい。
	募集・採用における年齢制限の撤廃については、募集要項に年齢制限がなくても実際の採用活動の段階で年齢や子どもの有無を理由に不採用とされる事態が見られる。こういったことをなくすための取組を期待する。
雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	男女雇用機会均等法の指針から雇用管理区分を削除すべき。
	男女雇用機会均等法、パートタイム労働法等に罰則規定を盛り込むべき。
	育児介護休業法における有期雇用労働者の育休等の取得要件を削除すべき。
	男女雇用機会均等法について、名称変更の検討や差別の範囲・用語の定義等の大幅な見直しを行うべき。
	男女間賃金格差の解消に向けて、数値目標を設定して取り組んでほしい。
	男女の賃金格差の解消のため、同一価値労働同一賃金を法律上位置付けることが必要。
	間接差別の範囲を現行省令で定めているもの以外に拡大すべき。
	早急に職務評価制度の確立を実現すべき。
	職務評価については、ジェンダー平等の観点から行うべき。
	職務評価手法の確立を期待する。
非正規雇用における雇用環境の整備	企業における正規職員の採用数を増加させるための取組を行うべき。
	女性に非正規雇用が多い理由は女性側のニーズによるものであるから、これを男女間の格差に結び付けることはおかしい。
	公務分野における非正規職員の待遇改善、均衡・均等の実現に向けた取組が必要。
	非正規雇用について、女性の能力発揮の促進につながるという積極的な意義付けを行っている点は疑問。
	現行のパートタイム労働法は、均等・均衡待遇の実現に当たって不十分な内容であるから抜本的な改正が必要。
	パートタイム労働者の過酷な状況を解消するため、均衡ではなく、均等待遇とすべき。
	「同一価値労働同一賃金に向けた『均等・均衡待遇』」という表記については、「均等・均衡待遇」ではなく「均等待遇」とするべき。また、「均衡待遇」とだけ表記されている部分については、「均等・均衡待遇」とすべき。

	<p>有期労働契約の範疇にはフルタイムの労働者だけでなく、短時間パート・派遣労働者も含めて検討を行うべき。</p> <p>有期労働者については、一時的・臨時的な仕事を除き正規労働者として雇用することを当然とすべき。有期労働契約を法的に規制してほしい。</p> <p>正社員に転換を希望する者に対して職業訓練の門戸がほとんど開かれていない。また、有期労働契約について、入口と出口をしっかり規制すべき。</p> <p>企業に対して有期労働契約の締結を制限する規制を行うべき。</p> <p>登録型派遣の原則禁止など労働者派遣法の見直しを行うべき。</p> <p>同一価値労働同一賃金が明記されていることに期待。</p> <p>「同一価値労働同一賃金」に関する記述が入ったことを評価。また、女性が管理職にならないのは長時間労働を強いる男性中心の社会が原因ではないか。非正規労働者が多い現実を変えないといけない。</p> <p>労働基準法第4条に、同一価値労働同一賃金を明記することが必要である。</p> <p>同一価値労働同一賃金に関する法整備に期待する。</p> <p>男性を含めた低賃金労働をなくすために、労働者派遣法を1999年以前の状態に戻すことも必要。</p> <p>同一価値労働同一賃金の原則を徹底するため、労働基準法等の法律に明文化すべき。</p> <p>同一価値労働同一賃金、男女間賃金格差の解消について、数値や時期に関する具体的目標を設定して取り組むべき。</p> <p>現時点で同一価値労働同一賃金に関する法整備の検討を行うことは時期尚早。</p>
ポジティブ・アクションの推進	<p>ポジティブ・アクションは、男女の不平等につながるもので反対。仮に行うとしても慎重に行うべき。</p> <p>ポジティブ・アクションとして男女共同参画に関する取組に対する表彰が行われているが、表彰を受けた企業が表彰後も取組を継続しているかを確認するための追跡調査、監視等をすべき。</p> <p>ポジティブ・アクションの取組については、企業に対し単に働きかけるのではなく、義務化したり公務分野において率先して行ったりするなど強力な手段を取るべき。</p>
多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	<p>フリーランス、請負等の就業形態は多様な生き方の一つであるから、これらの働き方についても「多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援」の中で言及すべき。</p> <p>起業支援の方法として、情報提供等だけでなく物的・経済的な支援も行うべき。</p> <p>配偶者控除で恩恵を受けている者が多数である現状に照らすと、配偶者控除は廃止すべきではない。</p> <p>国民年金における第3号被保険者からの年金保険料の徴収の実施を早急に開始すべき。</p> <p>配偶者控除は、男女間賃金格差や固定的性別役割分担意識の要因の一つになっているから廃止すべき。</p> <p>所得税法第56条は廃止すべき。</p> <p>中小零細業者やその家族従業員の実態を把握して支援してほしい。</p> <p>自営業の家族従業員の就業環境整備を早急に行うべき。</p>
M字カーブの解消に向けた取組の推進	<p>男女の均等・均衡を進めるよりも、男性が中心となって働く方が社会全体から見ると効率的であり、男性の雇用確保に集中的に取り組むべき。</p> <p>女性は、以前から同じように不安定な雇用の下で働いている。女性だけが家事・育児を行うことは解決策にならない。男性も女性も家事・育児を行うことが男女平等になる。</p> <p>子どもの健全な発育のため、子どもが小さい間は母親は育児に専念すべき。また、固定的性別役割分担意識やM字カーブの解消に向けた取組を進めることは、子育てに専念したいと思う女性の生き方を否定するもの。</p>

その他	女性の就労を促進するため、雇用の創出にも取り組むべき。
	有価証券報告書における男女別の平均賃金の記載を復活させてほしい。
	雇用に関連する統計について、ジェンダー統計を充実させるべき。
	より多くの女性の経済的自立を実現するため、最低賃金の引き上げを行うべき。
	男性が差別を受けている職場もあることにも留意してほしい。
	職員の採用、募集等において年齢による差別がないよう徹底すべき。
	介護労働に対して正当な賃金が支払われるようにするための取組を行うべき。
	育休切りをはじめとする妊娠・出産に際した不利益的取扱いに関する実態調査、取締りの強化を早急を実施すべき。
	育児・介護休業に伴う代替職員確保のための取組の強化が必要。
	ILO第175号条約（パートタイム労働に関する条約）や第182号勧告（パートタイム労働に関する勧告）の批准に向けた検討を行うべき。
	男女平等の実現状況は現時点で十分であり、これ以上進める必要はない。
	パート労働者に関する記述の中で、フルタイムパートについても言及すべき。
	英語をカタカナで表記した用語が多く、分かりにくい。
「家庭責任を有する労働者」との記述については、女性だけを指すことがないよう「家庭責任を有する男女労働者」とすべき。	

第5分野 男女の仕事と生活の調和

項目	意見の概要	
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	男女の「家族責任の共有」は重要な視点であり、仕事と生活の調和（WLB）憲章に男女共同参画の視点を取り入れてほしい。	
	仕事と生活の調和（WLB）を進める上で原則となる法的根拠の明示が必要（労働基準法、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、育児介護休業法に加えてILO156号条約）。	
	仕事と生活の調和（WLB）は人材の多様性（ダイバーシティ）を進める上でも重要。WLB、ダイバーシティは女性だけのものではなく、男性も含めたものとして社会に浸透させてほしい。	
	仕事と生活の調和（WLB）の推進に賛成。景気に左右されず、経営と労働条件の改善に一体的に取り組むことが必要。	
	女性の意識改革も必要。仕事と生活の調和（WLB）は与えられるものではなく、個人の気概や努力が必要。	
	男女共同参画、仕事と生活の調和（WLB）の施策は男性の職を奪う。若年男性の就労率を高めることが必要。	
	仕事と生活の調和の意義について、個人生活の充実、企業や経済社会の活性化という順番にした方がよい。	
	医療現場の仕事と生活の調和（WLB）について、数値目標を掲げて取り組むべき。	
	長時間労働・深夜労働の抑制、有給休暇取得を促進すべき。	
	長時間労働の定義を示すべき。	
	短時間正社員など多様な働き方を定着させ就労継続を実現させることが必要。	
	長時間労働や深夜労働の心身や家庭生活への影響について定期的に調査すべき。	
	長時間労働や深夜労働を見直すため、利便性だけを優先する消費生活の在り方も見直すべき。	
	テレワーク、在宅就労は低賃金で仕事と生活の調和にならず、女性を家庭に留めようとするものであり、これらの施策を削除してほしい。	
	「公共調達における企業の評価」を入れたことを評価。	
	多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	仕事と生活の調和を図る上で、現実的には長時間労働がネックとなっている。男女を問わず労働時間を午前9時から午後5時までと厳格に規制することによって、もっと多くの女性が管理職に登用されるようになる。
		M字カーブの解消が必要であるという前提に疑問を感じる。母親しか果たせない役割もあり、女性が出産・育児のためにいったん退職するのは悪いことではない。むしろ再就職することができなかつたり、再就職しても非正規雇用であったりすることが問題。育児休暇を数年間取れるようにするなど能力のある女性が安心して働ける環境作りを進めてほしい。
正社員の男性も含めて働き方の見直しが必要。		
高校生や大学生のときに男女共同参画を学ぶことができるような文言を入れるべき。ワーク・ライフ・バランス（WLB）は、仕事に就くか、結婚するか、子どもを持つかなどあらゆる人を対象にしたもの。学生時代からロールモデルを見つけられるような支援が必要。		
「社会全体で子育てを支える」という考えは日本社会にそぐわない。「男は仕事、女は家」という伝統的な家族形態、家族間で役割分担することが望ましい。		
子育て支援は、子どもの立場の観点から考える必要がある。すべての子どもに等しい保育環境が提供されるとともに、延長保育、休日保育などをしなくてもよいよう働き方を見直すべき。		
子育てなどにかかわる労働者の待遇の改善が必要。		
待機児童の解消や学童保育の充実のため、施設を増やすことが必要。既存施設での受入児童数の増加などの対応や子育てママ等を代替策とすべきでない。		
保育所は安心して子どもを預けられるようにする必要がある。保育所に対する補助が一般財源化され民間委託が進んでいる。保育所については、公的責任で整備すべき。		
待機児童の問題については、小中学校の空き教室などの既存の施設を活用して段階的に保育所の整備を進めるよう政府も声をあげてほしい。		

	<p>公的機関に雇用されている非常勤職員は育児休業制度の対象となっていない。このような制度を改善することを盛り込むべき。</p> <p>育児休業の取得率が男性で低率である。誰もが取得しやすいような制度を設けるべき。</p> <p>育児休業中の経済支援、所得保障の拡大・充実が必要。</p> <p>育児休業を取得したためにかえって不利益を受けたという事例が増えている。セクハラも増えており、雇用環境が改善されていないのではないかと。</p> <p>家事・育児に参加したい男性に対する支援が必要。男性の育児休業取得率の目標については、女性と同じ100%とする『パパ・クォータ制度』の導入など具体的な目標を設定する必要がある。また、教育・メディアを通じて啓発すべき。</p> <p>子育てや教育における公的責任の明確化や公費負担の拡充を望む。多様な育児サービスの提供が望まれる。</p> <p>子育てしながら働く若い男女に社会的・経済的支援や相談窓口の設置などが必要。</p> <p>中小零細企業で働く女性の多くが出産前後にゆっくり休めないという実態がある。各種保険、出産手当、就業手当に関する指針を示し、安心して働ける環境を整えてほしい。</p> <p>様々な主体や施設の連携が課題の解決につながるのではないかと（保育施設、病院と特に産婦人科、小児科などへの併設、住民、自治体、地域の企業の連携など）。</p> <p>母親が就業しているかどうかにかかわらず、子どもが影響を受けない保育・教育の在り方が必要（幼保一元化に賛成）。</p>
妊娠中及び出産後の健康管理対策の推進	<p>職場における健康対策は女性（妊娠中及び産後）にフォーカスするだけでなく、男性やメンタルヘルスなど幅広く取り上げるべき。</p> <p>職場における母性保護の徹底が必要。「妊娠・出産を理由とする不利益扱い」に対しては制裁措置が必要。</p>
その他	<p>専業主婦の社会的意義も尊重すべき。</p> <p>M字カーブの解消はすべての母親が子供を預けて働くことを目指すことであり到底受け入れられない。</p> <p>男性にとっての男女共同参画が記述されたことを評価。固定的性別役割分担意識をなくすため、男性の家事・育児の「参加」ではなく「分担」と明記すべき。女性が家事を背負い込んでいては「2020年30%」の目標を達成することはできない。</p> <p>働く女性を増やそうとするもの。国が個人の生き方を押し付けてはならない。</p> <p>経済状況や置かれた状況（働く女性か、専業主婦か、家族従業者かなど）の違いに応じた施策を進めてほしい。</p> <p>意識啓発、機運の醸成、企業に対する促進策を導入するよう働き掛けることが必要。</p> <p>女性が働き続けやすい環境整備、クォータ制、参画加速プログラム、ポジティブアクション、均等処遇、自立できる賃金が必要。</p> <p>数値目標や時期（次回CEDAW審査）の設定と実現に向けた取組の強化が必要。</p> <p>育児・介護は家庭だけでなく、社会的な課題として捉えることが必要。</p> <p>無償労働と有償労働と不均衡の是正を今後の目標に掲げることが必要。</p> <p>不妊治療への理解や支援も取り入れてほしい。</p> <p>最低賃金を保障すべき。ベーシックインカムを導入すべき。</p> <p>雇用形態に依存しない待遇の均衡と社会保障制度を実現すべき（同一労働同一賃金、非正規で働く場合の産休・育児介護休業の取得、ILO156号条約の遵守を含む。）。</p> <p>中小企業の労働条件改善のための積極的な取組が必要（相談窓口の設置など）。また、社会的要請に応えるだけの体力（資本・人員）がないという実情に配慮した経済的支援、中小企業が自立できるような環境づくりが必要。</p>

高齢社会の到来を見据えて、介護に対応できる働き方や更年期障害などを抱える労働者の働き方についても、子育ての場合と同様に検討することが必要。
個人の生き方など思想、信条の自由に関わる事項について、特定の企業法人等に税制優遇措置や公共調達時の加点を行うのはおかしい。
女性の就業における参画の促進には、男性の「家事・育児の『分担』」が必要。
社員のライフステージや家庭の事情に配慮した企業の人員配置を望む。
働き方の見直し（男性モデルの見直し）、職場環境の整備が必要。
長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進により日本の競争力が低下した。
男性の自殺率の増加は「固定的性別役割分担意識」ではなく、共働き世帯の増加によるもの。
政策課題として位置付けと実施主体を明確に記述すべき。
国全体で取り組むべき。
子どもの育ちには母親の愛情が必要。子どもが3歳になるまでは女性は子育てに専念することが必要。

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

項目	意見の概要
総論	<p>起業と認定農業者数の増加だけでは農山漁村における男女共同参画が進展しているとは言いがたい。</p> <p>進まなかった理由として、地方自治体のプランに農山漁村における男女共同参画の実現についての項が十分に盛り込まれていなかったことがあり、地方自治体のプランに必ず同項を盛り込むべき。</p> <p>十分に進まなかった理由に男性の意識改革が進んでいないことを入れるべき。</p> <p>農山漁村には国際結婚する女性も少なくないはず。今後の目標の中に「過疎化、少子・高齢化の進展、国際結婚で定住する外国人女性の受け入れ等」を盛り込むべき。</p> <p>第1次産業の復興の中に男女共同参画の理念を取り入れ活力をもたらしてほしい。</p> <p>漁業・林業に従事する女性に関する施策が非常に遅れていることを記述すべき。</p> <p>男女共同参画と上から押し付けるべきでない。</p> <p>基本計画からはずすべき。</p> <p>農業だけではなく、商業や自営業についての取組も記載すべき。</p>
意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<p>農山漁村の因習、組織を否定すべきでない。</p> <p>農山漁村には固定的性別役割分業意識とともに根強い家意識があることを指摘すべき。</p> <p>個としての主体性の確立について、第1次産業は家族が協力して営まれてきたものであり、地域全体で助け合ってきた生活形態となじまない。</p> <p>積極的改善措置を積極的に推進する旨を記述すべき。</p> <p>農協の役員については、組織的に男女共同参画の必要性を働き掛けることが必要。</p> <p>地域の農業委員や農協の委員にもっと女性が選出されるよう働き掛けているが、結果的に選出されるのは男性ばかりである。政策決定過程における女性の割合について、クォータ制を設けないと男女共同参画は進まないのではないかと。</p> <p>「農業委員や農協役員等の女性の登用について「2020年30%」に向けた具体的な目標を設定するよう強く働きかける」とあるが、農業分野で目標を掲げることができるのか。</p> <p>農業委員にもクォーター制を導入すべき。</p> <p>「2020年30%」の目標達成に向けて、「クォータ制」などの何らかの施策を盛り込まないとエッジのきいたものにならない。</p> <p>農家の女性の意識を高める機会を増やすことを盛り込むべき。</p> <p>リーダー研修だけでなく、技術習得研修会に女性の参加を促す環境を整備すべき。</p>
女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	<p>女性の固定資産の形成や経済地位の向上を図ることに反対。外国人妻が土地を所有することにつながる。</p> <p>家族経営協定は強制力がないので、女性農業者に法的地位を設けるべき。</p> <p>家族経営協定について、強力に進めていくべきであり財政支援も必要。</p> <p>家族経営協定を締結しても所得や給与として認められないため、自営業の家族従業者と同様に所得税法第56条を廃止すべき。</p> <p>認定農業者の経営改善計画策定時には家族経営協定や農業に携わる家族で共同申請することを制度化する。</p> <p>農林水産法人においても女性の経営参画を啓発・促進すべき。</p> <p>家族経営協定については強制すべきでない。</p> <p>男女別データの把握だけでなく、年齢別等ジェンダー統計としての充実を図ると記述してほしい。</p> <p>1993年のWTO協定以降の農山漁村の女性の経済状況等について、総合的な実態調査を盛り込むべき。</p> <p>地域社会に貢献する女性の社会的起業を支援すべき。</p> <p>環境に配慮した農林水産業の推進のための女性の取組を支援すべき。</p>
女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	<p>傷病・出産手当などの休業補償を認めるべき。</p> <p>国民年金と農業者年金の高い掛け金を払うことは困難であるため、年金の個人単位化を行うなら最低保障年金制度を確立すべき。</p> <p>農業年金制度はあるが、国民年金と合わせて二つの年金に加入するのは実質的に困難。最低保障年金制度の導入を検討すべき。</p> <p>女性の林業・漁業従事者の年金加入について、農業者との格差の解消を図るべき。</p>

第7分野 高齢者、障害者、外国人など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

項目	意見の概要
総論	高齢者以外（障害者、外国人、アイヌの人々、同和問題、性的指向）は男女共同参画と無関係であり削除すべき。
	第7分野の記述に賛同。マジョリティの声にかき消されがちなマイノリティの声が届く社会にしてほしい。将来更に重要性を増すことが考えられるので、できる限り詳述してほしい。
	第7節は削除すべき。『様々な困難を抱える人』という括りはあまりにも雑駁。在日外国人、アイヌの人、同和問題をかかえる人、同性愛・異性愛・両性愛の人が記述されていることに特別の意図を感じる。また、なぜ男女共同参画の問題として取り扱うのか理解に苦しむ。
	男性が抱える困難について一切捨象しているのはなぜか。少なくとも父子家庭が直面する困難やそれに対する支援などが必要。少数派を切り捨てるべきでない。「女性であること」や「マイノリティであること」が逆差別や新たな利権の温床とならないよう監視してほしい。
高齢者	高齢者の雇用や住宅の対策、移動手段の確保（山間僻地に住む高齢者は事態がより深刻）が必要。記述と他の施策の現状との整合性を精査してほしい。
	高齢（65歳以上）の無年金者の実態調査が必要。人々が安心して暮らせる環境の整備が進まなかった理由に、年金水準の低さや無年金者は女性に多いことなどの記述が必要。高齢無年金者をなくすため個人年金の個人単位化を望む。
	高齢者、特に働くことのできない高齢女性の生活救済のための方策を求める。高齢者、特に低年金者の健康保険料、介護保険料を低額にすべき。
	高齢者のケアの社会化に反対。家族でケアするためのノウハウの指導やケアに係る費用の補助が望まれる。
	高齢者の自立について理解が誤っている。家族や地域の支えが弱まっていることが原因ではなく、自立が困難な状況が重篤になったにもかかわらず家族が介護責任を多く負ってきたことが、自立の妨げになったとも言える。
障害者	これまでの障害者に対する施策には、ジェンダーの視点がなかった。障害がある女性の課題を知るため、障害者雇用や障害者年金の受給者などの統計を性別に整備することが必要。また、これらの調査・分析を行う際、当事者たる障害を持った女性の参画が必要。
	障害者の自立にとって、学校段階からの共生・共学の取組や就業場所の確保・拡大が必要。
	行政文書の障害者へのアクセサビリティの確保が必要。PDFでは視覚障害者が理解することができない（テキストデータで提供することや概要版を添付することが必要）。
	障害者の自立にとって、働く場の確保と働きに見合う賃金の保障が重要。法定雇用率の順守、公的機関、民間企業との連携などを深める必要がある。
外国人	社会的弱者に外国人を含めたことを評価。
	外国人の視点が入っているのは歓迎。地域における外国人ネットワークの重要性も書いてほしい。
	外国人の定住化問題について、住宅、就業支援に加えて老後の年金や介護についても盛り込んでほしい。
	外国人に関する記述があることを評価。また、「在住外国人」と書いているが、「在住外国人女性」又は「移住女性」と記載してほしい。
	外国人の中には「難民女性」も含めるべき。
	「外国人」と特記すること自体が差別。
	「外国人」の他に在日韓国・朝鮮人女性を含めてほしい。日本国籍を取得しているケースも増えており、「外国人」には含まれなくなってきている。
	定住外国人は重層的ハンディキャップを抱えている。「誇りを持って社会を支える重要な一員」と感じるため、自立促進だけではなく「承認」を与える文言とすることが必要。
外国人女性の困難の背景（国際結婚・国際離婚の急増、法的在留資格、支援の届きにくさ、外国人の男性は主に集住していることに対して国際結婚で移住した女性は地域や家庭での孤立リスクが高いなど）と支援の在り方についての具体的記述（日本語学習支援、就労支援など定着・自立への支援、相談、一時保護、自立支援における多言語・多文化に配慮した支援体制の整備を進めるなど）が必要。特に、外国人離婚後母子世帯に対する支援が必要。	

移住女性の人権の尊重確立のため法整備が必要。男女共同参画社会基本法のなかに、外国人女性を含めたマイノリティ女性の権利擁護の視点を盛り込むことが必要不可欠。出入国管理及び難民認定法に定められた在留資格制度とその運用（「配偶者の身分を有するものとしての活動」を6カ月以上していない場合、在留資格の取消し）が、外国人女性配偶者と日本人配偶者の間の従属関係を強めている。

貧困等様々な困難を抱える人々

「貧困問題」と「さまざまな困難」は分けて論じるべき。「貧困問題」は性別役割分業を前提としてつくられた制度のなかで、そこからはずれた人が置かれる、現在の社会制度の根本的な課題である。

生活困難を抱える人々に対し連携の求められる支援分野として「雇用」「福祉」「教育」に「住宅」を加えるべき。

貧困と労働問題を関連付けて述べる必要がある。女性の貧困の問題を雇用における男女の格差と結び付けて分析している点を評価。

貧困層は高齢単身女性世帯、母子世帯に加えて若年男女、男性が置かれた状況も深刻。

支援主体間、制度間の連携が重要だが、現状は十分ではない。連携を進める具体策（相談窓口の積極的な情報公開、相談のワンストップ化など）を盛り込んでほしい。

貧困ビジネスへの対応が遅れている

所得再配分機能が低下しており、この機能を見直すことが必要。社会保障、社会福祉のカバー率の低下が貧困層を増加させた。

貧困削減に関する数値目標の導入が望まれる（全体の貧困率、子どもの貧困率、ひとり親の貧困率を2015年までに半減、等）。

貧困家庭の子どもたちの学習支援や居場所確保の取組に助成が必要。

女性の貧困について、国民生活基礎調査以外の政府統計の活用も検討すべき（例えば「全国消費実態調査」）。政府の統計について男女共同参画統計（ジェンダー統計）を整備・活用する視点から点検し、有効性・可能性を追求するという鋭敏な姿勢を持つことが重要。

自立支援については、母子家庭だけでなく、同様の問題を抱えている父子家庭も取り上げてほしい。

女性の貧困について、貧困の分析をもっと詳細に行うべきである。また、貧困率の削減に関する数値目標の設定が必要である。

母子家庭への支援について、就労支援等だけでなく児童扶養手当、生活保護等の経済支援についても書き込んでほしい。

「日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等」= 範囲を広げすぎている。個々の法律で扱うべきことであり、この観点から全てを規定すると他の法律との間に混乱を生じる。また、拡大によって勝手な解釈が一人歩きする危険がある。

民族・人種的差別禁止法の実現やCEDAW勧告にある政府によるマイノリティ女性に対する包括的調査を具体策に含めてほしい。差別や排除の実態に関する調査が必要。

国際人権委員会からの（2008年）を踏まえた記述とすべき（高齢女性やマイノリティ女性など）。

マイノリティ女性に対しても「制度的な障壁、文化・情報面での障壁及び意識上の障壁等の除去」が必要。

複合差別に対する理解を教育現場や地域に広めることが必要。

CEDAW 勧告でマイノリティに含まれている沖縄も計画に盛り込んでほしい。

性的指向に関して困難を抱える人々

性的マイノリティを取り上げたことを評価する。同性愛者の存在を人権問題として真剣に扱ってほしい。性別二元制に苦しむ人々の自殺防止にもなる。

性的マイノリティを盛り込んだことは評価するが現状や具体策がない。望まれる施策は、学校教育できちんと取りあげて知識を持たせる、相談場所を確保する、性的少数者の権利を確保する（同性カップルを共同生活者として法的に保証することなど）、性同一性障害者への医療補助、差別や偏見をなくす努力（多様性を受け入れる学校や社会の在り方）など。具体的ガイドラインの策定も必要。

異性愛で同性愛なのかを区分することは難しく、性的指向をその3種類に分けるとこと自体が性別二元制信仰である。

性同一性障害が社会から認知され受けられるよう教育と啓発が必要である。一定の割合で性同一性障害を、企業に受け入れてもらえるような制度を望む。

「困難を抱える」、「性同一性障害を有する」という表現はかえって混乱。同性愛者、両性愛者、性同一性障害などの性的少数者でよい。

	「男女」という言葉は、性自認が男女のどちらでもない人々への配慮がなく差別的。
	これまで見落とされがちだった性的マイノリティの問題を取り上げたことは評価。ぜひ実態把握を進めるとともに、エビデンス（evidence）に基づき行政として対策を検討してほしい。
	「性的指向により困難を抱える人々」という表現では性的指向が少数であることでマイナスと受け止められる。性的指向も一つの項目として立てるべき。
	性的指向に関する記述が盛り込まれていることについては評価することができる。
	小児性愛者の矯正・教育等の検討も必要ではないか。
	性的指向に関しての困難、性同一性障害については一つの項目として設けるべき。複合的困難の対象とすると、社会的弱者としてのみ扱われてしまう。性の多様性の存在を前提にした男女共同参画社会の環境整備という課題に向き合わざるを得ないが、これは個人単位の社会保障など肯定的影響をあたえるもの。性の多様性についての人権教育・啓発を進めるべき。
その他	記述があいまい（「女性の貧困」と「女性が暴力被害を受けやすいこと」との関連）。
	表記の問題（「在留外国人女性」「在住外国人女性または移住女性」、「同和問題等」「被差別部落出身であること」、「女性の介護負担」「介護負担」）。
	高齢者、知的及び精神障害者、外国人であってもDV被害者となり得ることを明記し、状況把握と支援の実態を調査することが必要。
	年金（最低保障年金制度）の財源に逆進性の強い消費税を用いるべきでない。
	最低賃金を保障するベーシックインカムと最低保障年金を導入すべき。
	当事者同士のエンパワーメントを進める仕組みが必要。
	国民皆年金、高齢者医療、介護に関する公的責任を堅持すべき。
	給付式税額控除の検討が望まれる。
	介護の問題として介護労働者の多くが低賃金で働く女性という現状分析が必要。
	生活保護制度の見直し（老齢加算の復活、児童扶養手当半減の見直し）と受給しやすいものにしてほしい。
	応能負担原則による諸制度の見直し・拡充が必要・
	状況に応じた福祉であるべき。
	社会保障・社会福祉への言及が必要。
	雇用形態にかかわらず均衡待遇が必要。
	セイフティーネットの再構築が必要。
	若い男性が安心して働ける社会を作るべき。
	養育費確保については、早急に方策を整備してほしい（調停の利用等についての広報等、実効性のある施策が望まれる）。
	結婚や出産後の仕事の中断・退職しないですむための環境整備が必要（女性が貧困に陥りやすい理由にも、女性の就業継続困難を入れるべき。）。「女性の労働権」の確立が必要。
	男女共同参画はジェンダーフリー社会への移行がベースであり、偏ったイデオロギーである。
	多様な民族的背景を持つ子どもに対しては、教育を受ける権利を保障し、保護者を支援することが欠かせない。
	社会も学校も多様性を受け入れる「多文化共生」に向かうとともに、そのための意識啓発や教育が必要。
	裁判所の法廷等では聴覚障害の状況に理解ある通訳が必要。
	核家族が増えている中で育児や介護についての技術や知識について、家庭教育や学校の家庭科で教えるとともに、教科自体も主要科目の中に入れてほしい

第 8 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

項目	意見の概要
総論	女性に対するあらゆる暴力の根絶に賛成。中間整理は基本理念、役割等が明記されており、幅広い観点から踏み込んだ内容となっている。
	女性に対する暴力は犯罪であると明記すべき。
	女性の保護は、女性を弱い者・庇護すべき者とみなすものであり女性差別である。
	女性に対する暴力だけでなく男性に対する暴力についても言及すべき。
	男女共同参画の実現に、「女性に対する暴力の根絶」「児童ポルノの禁止」「性・暴力表現の規制」は効果がない又は別問題であるから削除すべき。
	障害者、外国人、セクシュアル・マイノリティ等被害者の属性等に応じた対応について具体的に盛り込むべき。
女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	被害実態を踏まえた啓発等、広報啓発を充実すべき。
	二次被害の防止対策を充実すべき。
	子どものころからの予防教育の実施を促進すべき。
	相談窓口の開設時間拡大等のサービス向上やワンストップサービス等の支援システムの構築を促進すべき。
	女性に対する暴力が犯罪であるという意識を徹底することが必要である。
	相談窓口の設置促進、職務関係者の理解増進を進めるべき。相談員・支援者の待遇改善や研修機会の確保をすべき。
	民間団体への支援・連携を充実すべき。
	経済的支援や心理的ケア等、被害者のニーズに合わせた自立支援を充実すべき。
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	配偶者暴力防止法について、対象の拡大、要件の緩和等によって被害者保護の充実を図るべき。
	性犯罪・配偶者暴力の加害者の更生プログラム・更生施設を充実すべき。
	配偶者からの暴力・性犯罪を厳罰化すべき。出所者の所在確認や教師等専門職員による加害行為の厳罰化・研修の義務化・就職制限を行うべき。
	DV被害者については、一次保護以降の生活、就業などの自立支援対策をもっと充実すべきである。
	DV被害者に対する保護命令について、法曹関係者の意識が課題である。研修を充実してほしい。
	DVセンターについては、政令指定都市にも設置を義務付けるべき。国も予算を担保してほしい。
	民間団体への支援について、調査研究から更に実際の支援に踏み込んでほしい。
	配偶者間の暴力については、単なる「暴力」だけではなく性暴力も含む記載にしてほしい。
	デートDVについても、DV法の保護命令の対象とすべきである。
	女性に対する暴力や差別意識をなくすために、DV予防を早い段階からの教育に取り入れてほしい。
性犯罪への対策の推進	性犯罪被害者は被害の申告をできない者も多いことから、「性犯罪」ではなく「性暴力」として、幅広い対策を行うべき。
	性暴力に関する包括的な法律を整備すべき。
	性暴力被害者専門のワンストップ支援センターの設置、性暴力専門看護師の養成、カウンセリング費用の助成等によって性犯罪被害者の心身の回復を支援すべき。
	被害者の保護を拡大するために強姦罪を見直すべき（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し（暴行・脅迫要件の撤廃・性別の不問）、法定刑の引き上げ、近親姦・配偶者間強姦の明示）。
	強姦罪の非親告罪化等の見直しに反対（女性や少年に対する人権侵害である。非親告罪化は合意の下での性行為まで処罰されかねない。被害者の名誉を侵害するおそれがある。性交同意年齢の引上げは、性的自己決定権を奪うもの）。
	盗撮行為・盗撮画像等の流通に対する対策を強化すべき。
	災害時の性暴力について防止策・支援策を講ずべき。

	<p>「法改正も含めて性暴力に取り組む」という内容を歓迎。内閣府が性暴力の経験に関する調査を行っていることは評価。更に範囲を広げて、男性の性被害、性的マイノリティへのいじめの問題も視野に入れて対策を進めてほしい。</p> <p>性暴力を予防するための教育が必要。また、性暴力の取組については、地方自治体が率先して推進していく体制作りも必要。</p>
子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進	<p>子どもに対する性暴力の対策を充実すべき。</p> <p>子どもに対する性暴力は、児童保護の問題であり性別に関係ない問題であることから、男女共同参画基本計画に盛り込むべきでない。</p> <p>児童買春等のきっかけとなりうるSNSを規制すべき。</p> <p>女兒に対する性暴力への対応を充実させてほしい。</p>
売買春への対策の推進	<p>買春の需要をなくすために、風俗店の取締りを強化するとともに、積極的に売春している女性、特に援助交際等により売春を行っている子どもに対する取締り・教育を強化すべき。</p> <p>性の商品化を一律に問題視することは望んで性産業に従事している女性への差別につながり、雇用の機会も奪うことになることから反対。</p> <p>女性に対する差別的視点のある売春防止法を改廃すべき。</p> <p>売買春問題については、業者を取り締まる一方で地域指定によって業者を保護している。このような矛盾した法体系を改めるべき。</p>
人身取引対策の推進	<p>人身取引対策の推進のための具体的内容を盛り込むべき。</p> <p>人身売買に関する記述が少ない。国際的にも日本が問題視されているので、しっかりと認識をもって取り組んでいただきたい。</p>
セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	<p>研修や相談体制の確立等セクシュアル・ハラスメント対策を充実すべき。</p> <p>セクハラを刑罰の対象とすることについて検討を行うべきではないか。</p>
メディアにおける性・暴力表現への対応	<p>性暴力が助長されないよう、表現の自由に配慮した上で、性・暴力表現を規制すべき。</p> <p>性・暴力表現の規制に反対（憲法、北京行動綱領に反する。恣意的な運用がなされるおそれがある。性の過剰なタブー視は望ましくない。性・暴力表現が性犯罪を助長するとの根拠がない。性・暴力表現は性犯罪の抑止効果がある。規制は、ゲーム産業等日本経済にダメージを与える。）。</p> <p>バーチャルの世界における性表現と実際に児童を被写体とする児童ポルノを同じ土俵で議論すべきでない。</p> <p>現在、盗撮について適切な対応がなされていない。この点に関する議論を十分に行うべき。</p> <p>性・暴力表現については、表現の規制ではなく、業界の自主規制やその他の対策（ゾーニング、レイティング、適切な性教育、メディア・リテラシーの向上等）で対応すべき。</p> <p>児童ポルノ画像の流通防止対策・ブロックング導入に賛成。</p> <p>児童ポルノ画像のブロックングの導入については、憲法に反する検閲行為であり、恣意的な運用がなされるおそれもあることから反対。</p>
その他	<p>慰安婦問題を盛り込むべき。</p>

第9分野 生涯を通じた女性の健康支援

項目	意見の概要
総論	「進まなかった理由」に地域の中で安心して子どもを産み育てるための環境が破壊されている」ことを付け加えるべき。
	中間整理に賛成。
	「健やか親子21」の目標の完全達成が必要。
	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点で施策が推進されることを評価。
	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」などの概念や考え方を一貫して重視すべき。
	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に自己決定権（産む産まないを決定する権利）、性の指向性が個人にあることを明記してほしい。
	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」について分かりやすく定義してほしい。
	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」について、第2次男女共同参画基本計画の注釈を載せるべき。
	定義の曖昧な言葉（「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」）を使うべきでない。
	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」を削除すべき。
	妊娠した場合に産む・産まないを決めるのは女性の権利とするのはおかしい。
	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点で対策を推進することで、間違った施策が行われないよう十分に検討することが必要。
	横文字表記を日本語に置き換えてほしい（「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」）。
	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念に墮胎の意味が含まれているのか。
	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の定義と使用については、国際会議で正式に決まっていないのではないか。
	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の表記については国際的には使われていない。「ヘルス」と「ライツ」を区別すべき。
	第2次基本計画で削除された「リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ」が第3次基本計画で復活したことを評価。
	リプロを考える上では、避妊に触れることが必須ではないか。
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の解説欄に自己決定権の記述を入れてほしい。	
生涯を通じた男女の健康の保持増進	若い女性の痩せすぎの原因として、摂食障害の問題を取り上げるべきではないか。
	女性専科や女性だけの診療所が必要。
	女性は地位も経済力も男性より低い立場の人が多く、「女性の健康支援」が優先されることが必要。
	男性の健康支援を優先すべき。
	女性の健康支援の取り組みの中に、女性に対する暴力の側面に配慮すべきことを盛り込むべき。
	男性の健康支援（性病や性的機能不全問題も深刻化）に言及すべき。女性のみ言及するのは男女共同参画に反するのではないか。
	男女の健康支援を行う内容に改めるべき。
妊娠・出産等に関する健康支援	子どもがいる人もいない人も自尊心を持てるような社会環境を作る施策を行うべき。
	健康関連の数値目標を妊娠・出産に関するものでなく、子宮がんや乳がん検診の受診率などに変更してほしい。
	社会保険による婦人科健診を拡充すべき。
	周産期医療ネットワークの整備を入れたことを評価。
	周産期医療ネットワークは進んでいない。
	周産期医療、小児医療を充実してほしい（助産師の地位向上、助産師外来の拡大支援）。
	「周産期医療ネットワークの整備」について、県の施設では医療スタッフや受入体制が不足している。地域で子どもを産み育てる環境が不十分であり、しっかり書き込むべき。
	妊娠・出産に関する女性の体の変化について、早い段階からの情報提供が必要。

	出産時の費用の軽減、経済的支援を充実してほしい。
	不妊治療に保険を適用するなど経済的な支援が必要。
	全国で不妊治療を行っている人数を基本計画に入れてほしい。
	生殖補助医療について、安易に認める法律を作るべきでない。
	人工妊娠中絶を受ける女性に罰則を科す規定を「廃止」することが必要。
	墮胎罪、母体保護法について、リプロの視点からの検討が必要である。
	刑法の墮胎罪について廃止を明記すべき。
	避妊・中絶について正しい情報と手段が得られるようにすることが必要。障害者、若年者、貧困女性、外国人、性的マイノリティのアクセスを保障すべき。
	代替医療の研究も進めてほしい。
	子どもたちが体と性の危険から自分自身を守ることができるための性教育が必要。商業的で不正確な性的情報に対する批判を含め、正確な情報が伝わるようにすることが必要。
	子どもたちが性に関する正しい情報を得られるようにすべき。商業的で不正確な性的情報に対する批判を含むものであるべき。
	適切な性教育について、実践資料集の発行など具体的な策が必要。
	人権に基づく性教育を行うことが必要。
	性教育の推進は削除すべき。性教育は学校で教えるものではない。
	性教育の推進に反対。行き過ぎた性教育を止めるべき。
	性教育については、子どもたちが自然に学んでいくものであり、学校で教える必要がないのではないかと。
	性教育を担っているのは小学校の養護教諭。中学校、高等学校では受験のために性教育が十分に行われていない。幼稚園や保育園に通う頃から、子どもが理解することができる範囲で自分の性の尊さをしっかり教えていく必要がある。
	「学校教育全体を通じた適切な性教育」の記述中「適切な」を削除してほしい。性教育は、学校教育、社会教育を通じて充実してほしい。
	「適切な性教育を推進する」から「適切な」を削除すべき。
	行き過ぎた純潔教育を行うべきでない。
	純潔教育が必要。子宮頸がんワクチンの投与は不要。
	行き過ぎた性教育とならないよう慎重に進めるべき。
	「性教育」については、「妊娠・出産等に関する健康支援」の項目ではなく、「障害を通じた男女の健康の保持増進」（「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点から）の項目に入れるべき。
健康をおびやかす問題についての対策の推進	若いときから婦人科に抵抗感がなくかかれるような環境が必要。
	子宮頸がんの予防接種を公的負担で行うとともに、そのための調査・研究、検討を入れるべき。
	子宮頸がんについて、意識啓発だけでなく何らかの資金的な援助をしてほしい。
	子宮頸がんの予防ワクチンに対する公費負担については、地方自治体間で対応が異なっているため、国で統一した助成をすべき。
	男性についてももう少し記述すべき。
	予期しない妊娠で苦しんでいる女性に対する相談体制の充実が必要。
	メンタルヘルスについて情報提供、啓発してほしい。
	健康被害を行動変容などにより予防又は軽減させる（ハームリダクション）の導入や薬物等の依存症から回復への支援も必要。
	医学的な安全性の検証が十分でない間の拙速なワクチン接種の無料化に疑問。
	男女ともに生殖器関連の感染症を含めた病気予防を充実してほしい。
医療分野における女性の参画の拡大	医師・助産師・看護師等の仕事と生活の調和、就業継続、再就職などに対する支援が必要。医療現場で働く女性を増やしてほしい。
	ジェンダーの視点のある医師、女性医師を増やすことが必要。
性差医療の推進	性差医療を進めるべき。

その他	<p>災害時の女性の健康のためのサービスについては、女性に対する暴力からの保護、被害者の支援が必要。</p> <p>国際貢献の場において、ミレニアム開発目標のゴール5（妊産婦の健康改善、妊産婦死亡率の削減とリプロダクティブ・ヘルス・サービスへの普遍的アクセス）に対する貢献が求められる。</p> <p>自らの健康・体に誇りを持ち、それを守る大切さを一人ひとりが自覚する（セルフエスティーム）ことを高めることを目標としてほしい。</p> <p>今後、これらの施策を推進した結果について公表すべき。</p> <p>自営業者、非正規労働者が加入する国民健康保険の出産手当・傷病手当を強制給付にして休業補償としてほしい。</p> <p>母乳育児を推進すべき。</p> <p>職場における母性保護が必要。</p> <p>高等学校、中学校における、体育教師の女性比率を50%にすべき。</p> <p>セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス教育やメンタル・ヘルスに女性の性指向、性自認、性別表現の多様性を加えてほしい。</p>
-----	--

第10分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

項目	意見の概要
男女平等を推進する教育・学習	学校教育、学校生活の中で男女を不必要に区別することがないように、男女共同参画の視点を教育に入れてほしい。
	保育所、幼稚園など就学前の早い段階から男女共同参画の視点に立った教育を行うべき。
	家庭科教育の重要性について記述すべき。
	男女平等教育の意識を育むため、「男女混合名簿の完全実施」は不可欠。
	男は男らしく、女は女らしく、お互いの違いを尊重し、性差に応じた教育を行うべき。
	ジェンダーフリー教育・研究に反対。
	伝統文化や日本人としての美德、家族の絆が尊重されるような教育や教材の開発・指導を行うべき。
	学校教育は、教育基本法の理念に基づき推進すべき。
	男女共学化を進めるべき。
	男女別学は他の性別への差別ではない。
	教育委員会、教職員など教育関係者の男女共同参画に関する認識を高めるべき。
	男女共同参画社会実現のために不可欠な女性学・ジェンダー研究をサポートする施策を充実させてほしい。
	男女共同参画の視点で学校の教材や教科書をチェックし、男女のステレオタイプの表現を改めるべき。
	学校現場において、人権尊重・平等の視点からの性教育や、性的マイノリティに対する差別解消のための教育を充実すべき。
	教育において労働と家庭の維持など生きていくために必要なワーク（ペイドワーク、アンペイドワーク）を男女共に担うという考え方を知ることができるようになるべき。
	男女の固定的性別役割分担意識を改めるための教育について、教員養成プログラムの工夫等の具体的施策を盛り込んでほしい。
	多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
高等教育における男女の教育格差の問題を取り上げるべき。	
職業におけるキャリアだけでなく、PTAやNPOなど多様な社会的活動をキャリアとして積極的に評価するための手法について検討することに賛成。	
学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	「2020年30%」に向けて、タイムスケジュールや目標値など具体的な数値を明示し、実効性をもたせるべき。
	ミレニアム開発目標の実現に向け、大学、大学院進学、女子が少ない科学技術分野の進学に関して、女子対象の奨学金やクオータ制の導入などのポジティブ・アクションを取り入れるべき。
	理工系への進路選択は好みの問題であり、男女の比率を同等するというのはおかしいのではないか。
	初等中等教育において、校長、教頭などの登用に際し、「2020年30%」を基準にするだけでなく、男女問わずふさわしい才能を有することが前提とされるべき。
	女性教育・研究関係者の不安定な雇用状況を改善すべき。
	大学・大学院等の学生が出産休業・育児休業できるようにするため、在学年限を延長すべき。
その他	学校における性教育のあり方見直すべき。行き過ぎた性教育を教えることには反対する。適切なガイドライン等を設けるべき。
	性教育については、第10分野にも位置付けるべき。
	特定のイデオロギーに偏らない教育実践や研究活動が行われるよう教育機関を指導すべき。
	女性アーカイブに関する表現を分かりやすい記述にすべき。

第 1 1 分野 科学技術・学術分野における男女共同参画

項目	意見の概要
科学技術・学術分野における女性の参画の拡大	女性研究者の割合についての数値目標は引き続き明記すべきであり、女性研究者支援は必要。
	科学技術・学術分野において女性の登用を数値目標を設定して進めることに反対。
	科学技術・学術分野における女性の割合を増やすために、国立大学や国の機関だけでなく、私立大学や高校を含むすべての学校、研究機関において実効性を伴うよう働き掛けるべき。
	国、地方自治体の科学技術に関わる政策・方針決定過程への女性の参画を拡大することを明記すべき。
	研究者等の男女別の実態把握や、統計データの収集・整備、大学等における取組状況、職階別の女性割合等の経年変化など把握・公表すべき。
	数値目標について、なぜそのような数値目標となるのかを説明することが必要。女性研究者の支援やポジティブ・アクションは、ややもすると公平・公正の原則に反するととらえられることがあるので、考え方や根拠などを明確にすべき。
	大学の事務系職員との連携や意識改革が重要。
	女性研究者の採用目標値について、国立大学では一定の成果があるが、公立大学や私立大学に対しても強く働きかけてほしい。また、大学教員だけでなく、高校の理数系科目の教員についても数値目標を定めるべき。
	女性研究者の採用目標値について、文科系分野の女性研究者も増やすべき。
女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり	女性研究者の支援、採用に積極的な機関にインセンティブを付与すべき。
	女性研究者の研究と出産・育児などのライフイベントの両立支援のために、女性研究者の家庭における男性の家事育児への参画の奨励や研究機関等における勤務体制と評価システムの整備を推進すべき。
	研究機関が男女共同参画に配慮した取組を行っているかを監視し、女性研究者が就労環境等について相談することができる窓口を政府内に設置すべき。
	研究分野における男女共同参画を推進するのはよいが、予算の配分などで公平性がなくなるようなことにならないようにすべき。
	女性研究者間や科学技術・学術分野における男女共同参画の支援者のネットワークの構築を支援すべき。
	女性研究者の身近なロールモデルを提供してほしい。
	アカデミックハラスメントの防止策を盛り込むべき。
	女性研究者だけでなく、女性技術者への支援も進めてほしい。
	特定分野への女性の偏りもあるが、文系などに男性が少ないという男性の偏りも問題ではないか。
女性の多い専攻分野にも男性の教員が多いという偏りも指摘し、女性教員の増員を図るべき。	
女子学生・生徒の理工系分野の選択促進	女子学生・生徒の理工系分野の選択促進のため、科学技術・学術の理解増進のための事業を積極的に推進すべき。
	理工系分野に女性が少ないのは本人の選択の結果であり、問題にすべきではない。
	女性医師、医学部学生への支援も進めてほしい。
その他	科学技術分野の男女共同参画のため、単に女性の科学技術者を増やすだけでなく、あらゆる男女の市民の科学リテラシーを高めることが必要。

第12分野 メディアにおける男女共同参画の推進

項目	意見の概要
総論	第12分野には数値データ、数値目標が記載されていない。数値目標を設けるための調査が必要。
女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等	性・暴力表現の国家による規制は、憲法や北京行動綱領で保障された表現の自由を侵害するもので許されない。表現の規制と男女共同参画とのかかわりも理解することができない。
	ゲームや漫画などの創作物の表現については、実在する被害者は存在しない上、女性一般に対する人権侵害というものは成立しない。集団の人権について公権力の裁量にゆだねるのは、戦前の言論統制のような恣意的な運用を招き極めて危険。
	現実と非現実の創作物を混同し、基準も示すことなく、性・暴力表現自体が暴力であるとまで断定するのは行き過ぎであり、「表現の自由」を無視している。また、男性の性的衝動をすべて否定することにもつながり、むしろ規制することが人権侵害となる。
	性的マイノリティを支えるネット上での情報提供・交換までフィルタリングされるようなことがあってはならない。「性」それ自体は「悪」ではないので過剰な規制は危険。
	性・暴力表現が性暴力を誘発するという前提で記載されているように読めるが、こうした表現が実際の犯罪に結びつくかどうかは根拠・データがなく、海外の研究では関連がないとするものもある。むしろ表現規制が抑圧を生み、性犯罪を増加させたとする統計もある。
	漫画、アニメなどコンテンツ業界に関わる女性、アダルトビデオの出演者の女性などの人権を侵害することになるのではないかと。また、報道マスコミとコンテンツ制作産業とともに「メディア」としているように見られるが、少なくとも漫画・アニメ・ゲーム等の製作現場においては女性が進出できているので彼女たちの人権を無視することはできない。
	メディアリテラシーの向上について具体的にその内容を示すべき。
	創作物の性表現規制など、調整が難航するであろう事柄に占める割合が大きく、また対策として「啓発・教育」よりも「規制」を強調しすぎている。表現規制に反対するような「無関心層」は、必ずしも男女共同参画自体に反対しているわけではないため、このような形で今後啓発すべき層を敵に回すのは得策ではないと危惧する。
	メディアを通じて男女共同参画について積極的に広報することは反対である。洗脳や情報統制に繋がる上、日本社会の伝統や美徳を崩壊させる。
	表現の規制ではなく、業界の自主規制やその他の対策（ゾーニング、レイティング等）を実施すべき。そもそも現在行われている以上の規制が必要なのか疑問。
	被害者の存在しない性・暴力表現の規制よりも、まず実在する暴力の被害者の保護方を充実すべき。
	児童ポルノ法改正（単純所持罪）については、えん罪を生むおそれがあり反対。
	メディア表現について審議する第三者機関を作り、天下りをさせるなど警察利権の温床となるのではないかと懸念がある。
	メディアへの規制を強めると、問題のある表現は、すべてアンダーグラウンドで行われるようになり、人権救済の効果はまったくない。
	メディア規制は、我が国が強みを持つマルチメディアのコンテンツ産業を衰退させる。
	初めから規制ありきの議論ではなく、表彰や広報啓発によって男女共同参画の推進を行っていくべき。また、安易に国が規制に走ることは、一般の国民のメディアリテラシーの向上につながらない。
メディアにおける固定的性別役割分担意識に基づくような表現については改善を求めたい。	
メディアがステレオタイプな女性像を再生産し、性的な支配対象ないし鑑賞対象として女性を描くことが男女共同参画社会の実現の阻害要因となっていることを具体的に明記すべき。	
男女共同参画を推進するため広報は非常に重要。メディア関係者にジェンダーの視点が浸透していない。情報を発信する側に対する啓発が急務。	
テレビ放送における男女の取扱いが対等ではない。メディアにおける男女共同参画をもっと強調することができないか。	

	<p>最近のコマーシャルの内容の中には配慮に欠けたものが多いと感じるので、何らかの対応が必要。</p> <p>わいせつ物や性・暴力表現の定義、自主規制のガイドラインなどの基準、第三者機関の設置などについても議論をすべき。</p> <p>児童ポルノ等の違法な情報から女性や子どもを積極的に保護するため、法整備やブロックリングなどの対策が必要。</p> <p>これまでに比べ、メディアの積極的な側面に触れたことを評価。メディア分野で更に「ジェンダーの視点」を主流化していくため、具体的かつ実効ある対策を講ずべき。</p> <p>メディア側の自主的取組だけに任せるのでは実効性が薄いので罰則を設けるなど具体的な対策を記載べき。</p> <p>「報道の自由」「表現の自由」「知る権利」を守るという名目で女性や子どもの人権を侵害する情報提供に寛容な実態がある。これは、直接的被害者のみならず広く女性や子どもの権利の侵害を放置・容認することにつながる。他者の人権を侵す「自由」は、憲法や法の保障する自由ではないので表現の自由と矛盾するものではない。</p> <p>アニメーションの暴力的表現について、メディアリテラシーの向上や自主的取組といった手段ではなく、法的規制を強化すべき。</p> <p>漫画やバーチャルの中での性表現の影響によって性犯罪が増えたという実証はないにもかかわらず、架空の表現への規制を検討することは疑問。</p> <p>性暴力表現に対する規制は、表現の自由にも配慮して慎重に進めるべきである。</p> <p>主語をことさら「女性や子ども」と限定する意味が不明。特に、なぜ「男女共同参画」で児童ポルノ規制を扱うのか分からない。</p> <p>女性に対する暴力だけでなく、男性に対する性・暴力表現についても言及すべき。男性差別・男性蔑視である。</p> <p>ひとくちにメディアといっても、新聞、テレビといったマスメディア、インターネットなどのパーソナルメディア、コンテンツ制作産業など様々であり、第12分野ではどこまでを対象にしているのか不明瞭である。</p>
国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進	<p>公的機関の広報啓発においても、「公的広報の手引き」を活用するなど男女共同参画の視点に立った表現を促進すべき。</p>
メディア分野における女性の参画の拡大	<p>仕事と生活の調和が不十分であることと、メディア業界の女性の参画が進まないこととの間の相関が分かりにくい。</p> <p>メディアにおける女性の参画については、積極的に推進すべきであり、そのための具体的対策としては、実態調査やその結果の公表、具体的な目標値設定、資金援助体制の確立、表彰制度などが考え得る。</p> <p>女性がメディア（ICT）を使いこなすことを推進する項目がなくなっているので追加すべき。</p> <p>仕事と生活の調和ではなく仕事と生活の両立とすべき。調和を選択するのは個人であるが、行政は「両立」の条件整備をする責任を負うと考えられる。</p>
その他	<p>メディア関係者に対してだけでなく、公人に対しても差別的な発言をさせないようにすべき。</p> <p>専門調査会委員の人選に疑義がある。宗教団体の人間を入れるのは政教分離原則に反している。</p>

第13分野 地域における男女共同参画の推進

項目	意見の概要
総論	<p>地域における男女共同参画の推進が十分に進まなかった理由として地域における男女共同参画の推進拠点である女性センター、男女共同参画センターの位置づけが確立していないなど推進体制が十分でないことを明記すべき。</p> <p>地域に着目していることは歓迎。地域に密着した男女共同参画が重要。</p> <p>地域における活動の多くは女性が担っているが意思決定の場に女性が少ない。地方自治体の首長も男性が多い。それぞれの地域でクオータ制を採用するなど実効性のある施策が必要。</p> <p>「新しい公共」とあるが、具体的に何を進めていくことを想定しているのか。行政の責任を住民に丸投げすることがないようにしてほしい。</p> <p>新しい公共を削除すべき。</p> <p>地域における男女共同参画の具体的な内容として、自治会、農業委員等地域住民が担う種々様々な行政関連の委員会・協議会等を記述すべき。</p> <p>特定の性や年齢で担われている分野への男女双方の参画の例として、環境を追加すべき。</p> <p>女性首長、地方議会の女性議員、地域における女性リーダーの増加のため、クオータ制の導入など制度の見直しを検討してほしい。</p> <p>具体的取組の内容は具体性に欠ける。地域における男女共同参画の基盤づくり、防災を急ぐべき。地域交流、コミュニケーションを図ることによって関心が生まれ男女共同参画が広がるのではないか。</p> <p>少なくとも地方自治体が補助している団体については、男女共同参画の取組がきちんと進んでいるかどうかをチェックする体制を作してほしい。</p>
地域における男女共同参画推進の基盤づくり	<p>地方公共団体の取組にばらつきがある。なぜ取組が困難かについての把握、分析してほしい。財政難で自治体の取組が後退しており進展しない。「2020年30%」の数値目標が必要。</p> <p>地域において男女共同参画を推進するため、首長、市町村長、地方議会議員、行政担当者、教員等の理解促進が必要不可欠であり、そのための積極的な研修を導入することが必要。</p> <p>広島では市町村レベルでの条例の制定率も低く取組が進んでいない。地域主権の時代で国や県は指導しないと言うが、ぜひ国からも取組を一緒に進めていくという働き掛けをしてほしい。</p> <p>地域における男女共同参画推進の基盤づくりの具体的取組として、「女性センター、男女共同参画センター職員の専門性を高める研修機会を確保し、職員の公正な処遇が確保されるよう支援策を講じる。」、「地域活動を行っている団体等のリーダーを対象に研修を行う」を追加してほしい。</p> <p>女性リーダーの人材育成について、研修や養成講座のみでなく、ネットワーク作りや実践活動を通じた実効ある方策を作成してほしい。</p> <p>地域における男女共同参画推進の基盤づくりの具体的取組として、「地方公共団体に男女共同参画担当部署を設置する」を追加してほしい。</p> <p>市町村間でセンターの取組にばらつきがある。また、職員のレベルの差もある。</p> <p>「センターの機能の充実・強化を図るとともに」を「ために、女性職員がやりがいを持って仕事ができるような雇用条件を整備するとともに、」に修正してほしい。</p> <p>地方公共団体の中には、厳しい財政事情を背景に、男女共同参画センターや男女共同参画を推進する活動に対する支援を打ち切ったところもあるが、このようなことがないようにしてほしい。</p> <p>県庁所在地以外の地域では男女共同参画女性センターが不足。ネットワークを作るリーダーもいない。限界集落のような地域では男女共同参画に関する意識が低い。具体的な目標を書くことによって地域の住民が男女共同参画を目指すようになる。</p> <p>地方自治体が設置する女性センターについては、直営でないところが4割超もある。指定管理者制度についても記述してほしい。</p> <p>公民館や男女共同参画センターを、地域において市民（子ども、老若男女、障害者）が協働するための拠点であることを明記すべき。その意味でも公民館を入れてほしい。</p>

地域生活	<p>地域生活における固定的性別役割分担意識の解消のため意識啓発に取り組むとあるが、具体的取組が不足している。もっと踏み込んだ取組を行わなければ根強い意識の解消にはつながらない。</p> <p>地域生活の具体的な取組に例示した多様な政策・方針決定過程に「社会福祉協議会、まちづくり推進協議会」を追加してほしい。</p> <p>地域活動は男性により企画・運営され、女性は補助的な立場。公民館活動は女性が多くても会長職は男性。自治会長の女性割合は低く、老人会も会長は男性、女性は副会長で高齢女性の問題には手付かず。男性の意識改革を進める啓発活動を促進してほしい。</p> <p>防犯活動、高齢者の見守り活動などの地域活動への参加促進に当たっては、アンペイドワークの推奨にならないよう留意すべきことを明記してほしい。</p>
まちづくり・観光	<p>「文化」を加えてほしい。</p> <p>「文化の伝承など地域の文化活動に、男女ともに多様な年齢層の参加促進を図る。」とあるが、文化伝統における参加方法の性差を破壊しないほしい。</p> <p>地方では中小企業や商店がまちづくりの担い手であるにもかかわらず、こうした人たちの収入が生活保護受給者より少ないという実態がある。</p>
防災	<p>防災をぜひ推進してほしい。性による格差が大きく、男性の独占的活動分野で最も取組が遅れている。阪神淡路大震災の教訓が生かされていない。</p> <p>防災の施策の基本的方向について、被災時の問題で明らかになっている問題として「性暴力が頻発する」を追加する。</p> <p>防災の具体的な取組に「避難場所や災害ボランティア活動などの場において、男女共同参画の視点からの配慮がなされ、女性の安全が保たれるように図ること」を追加してほしい。</p>
環境	<p>現在、環境政策は、地球環境問題を含めた広い枠組みになっている。環境を経済を支える新しい産業分野にしようという転換期にあると言える。このため、「環境保全」というより「地球環境問題」と広く捉えるべき。</p> <p>施策の基本的方向として、「持続可能な社会の実現に重要な課題である環境分野に女性の積極的な参画を推進する。」に修正してほしい。</p> <p>環境の具体的な取組に「持続可能な社会（開発）実現のための政策及び計画へジェンダーの関心事項と視点を組み入れるとともに、情報の提供や交流の場を提供する。」を追加してほしい（北京行動綱領の戦略目標にも入っている。）。</p>
その他	<p>「防災」、「環境」の分野については、地域にとどまらず、国レベルで女性が政策・意思決定過程に参画することや、国際的な対応・協力を積極的な役割を果たすことが重要なため、分野を分けてはどうか。</p>

第14分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

項目	意見の概要
総論	第14分野の内容は過去の記述をなぞったものが多く、過去の計画より後退した箇所が散見される。
	この分野が十分に進まなかったことへの分析が不十分。
	外務省が進めている取組との整合性を図って進めてほしい。
国際的協調：条約等の積極的遵守・国内施策における実行・国内への周知	タイトルに「国際規範の尊重」を明記、十分に進まなかった理由の分析、具体的取組の中でCEDAW最終見解、選択議定書、ILO条約について明記していることを評価。
	「国際規範の尊重」は計画全体の基盤とすべき。
	国際規範・基準が何かを明示すべきであり、国民やあらゆる機関に周知徹底すべき。
	CEDAW以外の主要人権条約等を批准、遵守すべき。
	2年以内のフォローアップも含めた女子差別撤廃委員会からの勧告を国内で幅広く周知、積極的に実施し、男女共同参画局は関係省庁やNGOに働きかけ協力していくことを期待。
	国際的な取組に関する周知をあらゆる年代層の国民にする場合に、内閣府ホームページに掲載するだけでは不十分。手にとって見ることが出来るパンフレットを作成するなど具体的な取組を望む。
	女子差別撤廃委員会の勧告の実施が盛り込まれたことは評価するが、北京行動綱領も参考にして更に具体的に記述すべき。
	女子差別撤廃条約が男女共同参画を推進するものなのか疑問を持つ。国際規範・基準の取入れについては、慎重を期すべき。
	ILO条約を速やかに締結すべき。また、条約に対応するため国内法を整備すべき。
	男女賃金格差に関する裁判例、判例の中でILO条約等の国際条約に触れているものはほとんど見られない。国際的な基準に沿った判断を行うよう裁判所の意識改革が必要ではないか。
	国連の委員会には信頼性がなく、女子差別撤廃委員会の見解を受け入れることには問題がある。
	女子差別撤廃条約選択議定書の締結に反対。
	女子差別撤廃条約選択議定書を速やかに締結すべき。
	女子差別撤廃条約の選択議定書の早期批准に向けて取り組んでほしい。 GADイニシアティブについては、策定したというだけであって、現段階では絵に描いた餅という状態である。国際機関や援助機関などから報告されている内容を参考として、どのように実行していくかという仕組みを具体的取組に入れてほしい。
男女共同参画の視点に立った国際貢献	ODAにおけるジェンダー視点が十分でなく、取組の強化が必要。
	ODA見直しの動きと連携した書きぶりにすべき。
	ODAの実施について記述されているが、外国人の支援を行っているNGO等に対する支援についても盛り込むべき。
	国内外NGO等への支援が必要。 UNDP・WID基金（パートナーシップ基金）について言及すべき。
対外発信機能の強	「国内外NGO」を「国内外の市民社会」と書き換えるべき。
その他	人権侵害に対する対応策について具体的に記述すべき。
	国連ジェンダー新機関への財政的拠出等、効果的に国際機関に支援すべき。
	世界の動向や男女共同参画分野の研究を促進すべき。
	従軍慰安婦の問題にしっかり向き合っており取り組むべき。これに取り組むことが、日本社会における女性の人間としての尊厳など様々な問題の解決につながるのではないか。
	国内の防災や環境分野において女性の視点が十分取り入れられているのかについて検証が必要。

第3部 推進体制

項目	意見の概要
総論	推進体制についても、なぜ今まで進まなかったのかという分析が必要ではないか。
	今回の中間整理は様々な要望を踏まえて社会の実態をきちんと分析してまとめているという印象で期待している。これが上滑りにならないよう一歩進んだ体制を作ってほしい。
国内本部機構の強化	男女共同参画会議の議長であり、男女共同参画推進本部の副本部長である内閣官房長官を明記すべき。
	各省庁の政策は男女共同参画の視点を入れるための具体策の策定や、男女共同参画統計の充実に向け、統計関係部局との連携など、他省庁との連携強化を図り、推進体制を強化すべき。
	男女共同参画推進のための財源や人材の充実を図るべき。
	政権として基本計画を実行することができる体制をしっかりと整えていくという意思表示が必要。
	日本の男女共同参画の推進体制は韓国より遅れている。国はCEDAWの勧告を踏まえて国の男女共同参画を推進する部門にもっと職員を配置するなど、不退転の決意で取り組んでほしい。
	男女共同参画に識見の高い有識者を選定するに当たっては、男女共同参画に対して様々な意見を持った人を選定すべき。
	男女共同参画会議や地域版連携推進会議等の委員の人選について、偏った思想の人だけでなく、国民の意見を反映できるよう工夫すべき。
	地域版連携会議にも男女共同参画に見識の高い学識経験者を入れたり、ネットワーク作りを充実するなど、地域における推進体制を強化すべき。
基本計画の実施状況や女子差別撤廃委員会最終見解等の実施状況についての監視・影響調査機能等の強化	国の責任で、国への苦情処理制度と苦情処理機関を作ってほしい。
	監視の頻度について、具体的な数値目標を掲げてはどうか。
	CEDAWを含めて国際規範や勧告に沿った対応がなされているかをしっかりと監視・分析すべき。
地方公共団体や民間団体等における取組への支援（地方公共団体、国立女性教育会館、女性センター・男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等）	国は、地方自治体の行政が行っている男女共同参画推進の取組をもっと支援してほしい。
	地方自治体では、男女共同参画に関する条例が制定されていても、担当部署がバラバラになっているなど推進体制が弱い。
	市町村での計画策定が進まない現状を分析し、男女共同参画を推進する体制を強化するための予算を確保し、事業を通じて具体的に連携強化を図るべき。
	地方自治体において男女共同参画を担当する部署が、全庁的に仕事を進められるよう体制を強化してほしい。
	地方自治体の職員が国の施策を理解していない。地方自治体における男女共同参画研修をしっかりと実施してほしい。また、男女共同参画担当部署を当該地方自治体の組織の中枢に設けるべき。
	男女共同参画センターの機能強化、予算・人員等の拡充を図るべき。
	国の男女共同参画関係予算が減額され、地方でも大幅に予算が削減されている。男女共同参画の後退にもなりかねない。予算をしっかりと獲得してほしい。
	男女共同参画関係予算をきちんと打ち出してほしい。
	男女共同参画センター職員の正規雇用化、処遇の改善を進めるべき。
	男女共同参画は国の最重要課題なので、女性センター・男女共同参画センター等の運営は指定管理者に任せるとはせず、国の直轄でやってほしい。
	相談員のキャリアアップの機会が少ない。待遇の改善を検討してほしい。
	苦情処理に係る男女共同参画の推進員の研修について、都道府県単位での実施など受講機会の拡大を図ってほしい。
	センターの役割に「自助グループ形成への支援」を入れるべき。
	女性センターの役割として、地方自治体の計画策定に積極的に関与することを盛り込むべき。
	国立女性教育会館の機能強化、拡充を図るべき。
	国立女性教育会館を縮小・廃止すべき。

	<p>独立行政法人については整理統合される可能性があるにもかかわらず、国立女性教育会館を計画に盛り込むのは問題である。</p> <p>女性と仕事の未来館の機能を改革し、有効活用すべき。</p> <p>行政とNGO、女性団体等との連携に当たっては、対等な立場で双方向型の対話・意見交換を行うことを求める。</p> <p>団体等との連携については、特定のイデオロギーに偏った団体を選定しないよう公平・公正に留意すべき。</p> <p>弁護士会との連携強化も記述してほしい。</p>
その他	<p>実効性を高めるために、目標に数値を記載すべき。</p> <p>男女共同参画に予算を使いすぎている。防衛費などもっと重要な施策に配分すべき。</p>